

事務事業	14004	学校就学援助事業	担当課 課長	学校教育課 吉川 求	担当係 担当者	学校教育係 平田 恵子
計後 画期 体計 系画	施策	05 子どもを安心して生み育てることができるまちをつくる	予 算 科 目	会計	1	一般会計
				款	10	教育費
				項		02小学校費、03中学校費
				目	2	教育振興費
法令根拠条例等			個別計画			
実施期間	□28年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返		H13 年度より開始		□期間限定(複数年) 年度～ 年度	

【事業の目的・内容】(改行は、「Alt」+「Enter」で行ってください)	<input type="checkbox"/> 2次評価会議に提出します (左にチェックを入れる)
学校教育法(昭和22年 法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、志免町立の小中学校に在学する児童生徒、及び志免町に居住している他市町村小中学校在籍児童生徒のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、経済的理由によって校納金等の納付が難しく、就学困難な児童の保護者に対し、校納金の一部を援助する。また、生活保護者については修学旅行費のみを援助する。特別支援教育就学奨励費を支給することで、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を補助することにより、特別支援教育の普及奨励を図る。	
【業務内容(町職員の仕事内容)】(改行は、「Alt」+「Enter」で行ってください)	
4月以降窓口にて申請書を受領し、当該年度の課税確定次第(6月中)、前年中所得を用いて審査する。補助金の可否決定を申請者へ通知し、年に3回申請者の指定口座へ支給する。ただし、校納金が未納の世帯については、学校にて未納分に補填する。特別支援教育就学奨励費を3月初めに認定者の口座または校納金の未納がある場合は、学校にて未納分に補填する。県への補助金の申請及び実績報告等を行う。	
給食費 23,127 千円 学用品費 9,168 千円 修学旅行費 4,649 千円 特別支援学級就学奨励費 3,090 千円 新入学児童学用品費 2,148 千円	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)	28年度に行った主な活動(※箇条書きで記入) 就学援助希望者の申請受付、審査、支給決定を行う。 決定額を年3回に分けて支給する。 特別支援学級在籍者で、要保護及び準要保護以外の児童生徒の保護者で奨励費希望者の申請受付審査、支給決定を行う。決定額を年に1回3月に支給する。
② 対象(誰、何を対象にしているのか)	経済的理由によって就学困難と認められる児童の保護者(前年中の所得が生活保護基準額の1.3倍を超えない世帯) 特別支援学級在籍者で、要保護及び準要保護以外の児童生徒の保護者で奨励費を希望する者
③ 意図(この事業で、対象をどのような状態にしたのか)	経済的理由によって児童・生徒を就学させることが困難な保護者の、経済的負担の軽減を図る。 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減と特別支援教育の普及奨励を図る。

④ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)		指標数値			
名称	単位	27年度	28年度	29年度	
ア 小学校申請者数	人	398	372	380 (見込)	
イ 中学校申請者数	人	255	233	260 (見込)	
ウ 特別支援教育就学奨励費申請者数	人	86	109	110 (見込)	
⑤ 対象指標(対象の大きさを表す指標)		指標数値			
名称	単位	27年度	28年度	29年度	
ア 小学校就学援助費受給児童数	人	351	327	330 (見込)	
イ 中学校就学援助費受給生徒数	人	232	209	210 (見込)	
ウ 特別支援教育就学奨励費受給者数	人	84	106	106 (見込)	
⑥ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)		指標数値			
名称	単位	27年度	28年度	29年度	
ア 小学校就学援助費受給者率	%	目標	13.0	12.0	12.0
		実績	11.4	10.6	
イ 中学校就学援助費受給者率	%	目標	20.0	18.0	18.0
		実績	17.7	15.8	
ウ 特別支援教育就学奨励費受給者率	%	目標	98.0	98.0	98.0
		実績	97.0	97.2	
エ		目標			
		実績			
オ		目標			
		実績			

(2) 総事業費の推移

事業費	財源内訳(千円)		27年度 (決算値)	28年度 (当初予算)	28年度 (決算値)	29年度 (当初予算)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
	経費	国・県支出金、地方債等	1,780	986	2,036	986		
		受益者負担等						
		一般財源	43,119	54,807	40,503	54,807		
		合計(A)	44,899	55,793	42,539	55,793	0	0
		(内臨時・嘱託職員人件費)						
		正職員人件費[按分](B)	2,712	3,402	3,015	4,218		
	トータルコスト(A)+(B)	47,611	59,195	45,554	60,011	0	0	

事務事業評価表(事業実施年度:平成28年度)

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を開始したきっかけは何ですか?いつ頃どんな経緯で開始されましたか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化していますか?	③ 事務事業に対して関係者からどんな意見や要望が寄せられていますか?(誰からの意見か明記)
国の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事業が開始されたことによる。 国の特別支援教育就学奨励費負担金事業が開始されたことによる。	特別支援学級及び通級指導教室の在籍者が増加したことにより、特別支援教育就学奨励費の支出も増加している。	補助金額について不満の声もあれば、とても助かるという声も上がっており、受け取り方については受給者によって様々である。

(4) 昨年度の評価結果の取り組み状況調べ

昨年度の事務事業評価結果		28年度の取り組み状況と今後の方針	
事業の方向性	平成28年度の取り組み概要及び期待される効果	実施状況	実施できなかった理由と今後の方針
<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 目的の見直し <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 事務事業終了 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持・継続		<input type="checkbox"/> 記述どおり実施できた (コメント必要ありません) <input type="checkbox"/> 一部実施できた(理由→) <input type="checkbox"/> 実施できなかった(理由→)	

2 評価(SEE)及び全体総括の部 * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

(1) 評価

	評価の理由
目的妥当性評価 ① 上位施策への貢献度は大きいですか? ※総合計画を参照してください <input checked="" type="checkbox"/> 貢献度大きい(理由→) <input type="checkbox"/> 貢献度ふつう(理由→) <input type="checkbox"/> 貢献度小さい(理由→)	“未来の担い手と共に育つまちづくりのための町民の役割として、「保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせます。また、積極的に学校行事に参加します。」と挙げていることから、保護者には子どもを就学させる役割があり、その責務は学校教育法第十六、十七条でも定められている。しかしながら、保護者及び子どもの意志に反し、経済的理由によりそれが果たされない場合、行政として何らかの支援をすることが必要であり、これについても同法第十九条で定められている。子どもたちがいきいきと学び、生きる力を身につけるためには、いかなる理由に阻まれることなく安心して義務教育を受けることが必要不可欠である。就学援助費を支給することで、経済的理由により就学が困難である世帯の負担を軽減し、子どもたちの健全な就学につながっていると考えられるため。
② 税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか? (事業の目的は、総合計画の町の役割や基本方針に合っていますか?) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である(理由→) <input type="checkbox"/> 妥当性が低い(理由→)	法令で定められており、義務教育過程における援助制度であるため。
有効性評価 ③ 成果がこれ以上向上する余地(可能性)はありますか? <input type="checkbox"/> 成果向上余地がある (理由→) <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上余地がない (理由→)	広報やホームページ、学校を通して保護者へ文書を配布するなど、広く周知できており、必要としている方は申請されているため、成果向上の余地はない。
④ 廃止・休止した場合、成果への影響はありますか? <input checked="" type="checkbox"/> 影響あり(理由→) <input type="checkbox"/> 影響なし(理由→)	法令で定められているため。経済的事情により就学をさせることが困難な世帯の児童・生徒が、十分な義務教育を受けられなくなる可能性があるため。また、援助金がなくなることで校納金の未納につながり、学校運営に支障をきたすことも考えられるため。
効率性評価 ⑤ 現状の成果を落とさずにコスト(予算+事務従事時間)を削減する新たな方法はありますか?(広域連携や民間委託等の導入など) <input type="checkbox"/> ある(具体的な内容→) <input checked="" type="checkbox"/> ない(理由→)	コストは保護者への援助金のみであるため、経費削減となると援助金のさらなる減額でしか成果を得ることは難しい。廃止にしない限りは、保護者の経済的負担の軽減は図れているといえるが、減額の方、保護者の負担は重くなり、世帯によっては安心した就学が確保できなくなる可能性もあるため。

(2) 28年度を振り返って(全体総括・反省点)

しめ広報、ホームページ、学校への周知方法も定着してきており、就学援助制度の認知は広がったと考えられる。町の財政状況を考えると、増加する事業費の捻出が困難ではあるが、児童・生徒が経済的な困窮を理由に、義務教育を受けられないことがないようにするためには、現在の援助金額をできるだけ維持し、これ以上減額することがないよう対策を検討することが必要と思われる。また、特別支援教育就学奨励費については、特別支援学級及び通級指導教室の在籍者の増加に伴い、奨励費の支給額は増加傾向にある。

3 今後の方向性(29年度以降の計画と30年度予算への反映)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可)	(2) 平成29年度以降に取り組む内容と期待される効果
<input type="checkbox"/> 廃止・休止(理由→) <input type="checkbox"/> 目的の見直し(内容→) <input type="checkbox"/> 有効性改善(成果向上)内容→ <input type="checkbox"/> 効率性改善(コスト削減)内容→ <input type="checkbox"/> 事業終了 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持・継続	